

京都市上下水道局告示第44号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第3号の規定に基づき営業所所在地の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第3号の規定に基づき告示します。

令和4年12月7日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 届出業者名等

京都府相楽郡精華町大字下狛小字西川原73番地

株式会社 村瀬設備

代表取締役 村瀬 治男

2 変更事項

(営業所所在地の変更)

京都府相楽郡精華町大字菱田小字十ノ坪42番地10 から

京都府相楽郡精華町大字下狛小字西川原73番地 に変更

(上下水道局下水道部管理課)